

平成 27 年 12 月 2 日
 総務省 九州管区行政評価局

東九州道のトンネル内でラジオ放送が聴けるようにしてほしい

— 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する回答 —

総務省九州管区行政評価局(局長 ^{つのたゆういち}角田 祐一)は、下記の行政相談について、民間の有識者を構成員とする行政苦情救済推進会議(座長 石森久広 西南学院大学副学長・大学院法務研究科教授)に諮り、その意見を踏まえ、平成 27 年 10 月 22 日に、国土交通省九州地方整備局(以下「九地整」という。)にあっせんを行いました。

当局のあっせんに対して、11 月 24 日、九地整から以下のような回答を受領しました。

【行政相談の要旨】

私が週末利用している東九州自動車道の佐伯 IC～延岡南 ICの間では、多数のトンネルがあるが、ほとんどのトンネルでラジオ放送が受信できない。このような状況では、南海トラフ地震等大規模な自然災害が発生した時に迅速な対応ができないことが懸念される。災害情報等のラジオ放送が聴けるようにしてほしい。

【九地整に対するあっせん要旨】

- 災害発生時に重要な伝達手段であるラジオ放送が NEXCO 西日本の管理区間では全てのトンネルで受信できるのに対し、九地整の管理区間ではほとんどのトンネルで受信できない状態となっているのは不自然である。
- 相談箇所は、南海トラフ地震に伴い津波避難対策を特別に強化すべき地域として指定され、国土強靱化計画を踏まえ①九地整による一般道から東九州自動車道への避難階段等の設置②NHKによる FM 補完中継局設置に伴う難聴対策など関係機関による各種の防災対策が講じられている。

しかし、トンネル内でラジオ放送が受信できない現状では、大規模自然災害発生時等緊急時に関係機関が設置した防災設備等が有効に機能しないおそれがある。

したがって、九地整は、早急にラジオ電波の受信状況を調査の上、トンネル内ラジオ再放送設備の整備計画を作成するなどして計画的な整備を検討する必要がある。

なお、当面、災害情報等が利用者である運転者に的確に伝わるようラジオ専用案内板(受信できるラジオ周波数等を明示した案内板)の設置についても検討する必要がある。

【九地整の回答要旨】

- ラジオ再放送設備は、トンネル内の防災対策を目的に設置する非常用施設であり、トンネル等級区分が高いトンネルにおいて避難誘導設備を補完(非常時にラジオ放送への割り込み機能により道路管理者からの情報を伝達)するための設備である。
- あっせんの対象である 34 トンネルのうち、非常用施設の設置が必要な 31 トンネルには非常時の通報・警報設備である電光式の警報表示板を設置しており、トンネルの防災対策として適切に整備している。
- あっせん対象区間におけるラジオ環境利便性向上のための不感地帯の解消は、所管外であると認識している。

したがって、トンネル内ラジオ再放送設備の整備計画を作成するなどして計画的な整備を検討することについては、必要性・緊急性を認めない。

- 東九州自動車道(佐伯 IC～延岡南 IC)は、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(中央防災会議幹事会)において緊急輸送ルートに位置付けられており、今後、当該地域のラジオ不感地帯の解消が進めば、A 等級トンネルのラジオ再放送設備の整備等について、必要に応じて検討していきたい。

(参考)

【行政苦情救済推進会議とは】

相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情救済活動を推進するために設置しているもので、大学教授、弁護士、マスコミ、経済団体関係者等の委員で構成されている。

【行政苦情救済推進会議の構成員】

石森 久広 (西南学院大学副学長・大学院法務研究科教授 (座長))
久留 百合子 (消費生活アドバイザー)
池内 比呂子 (一般社団法人福岡中小企業経営者協会副会長)
浅野 秀樹 (弁護士)
井上 裕之 (西日本新聞社論説委員長)
三木 和信 (福岡行政相談委員協議会会長)
高木 直人 (公益財団法人九州経済調査協会理事長)

担当: 首席行政相談官 えら 良 かずひろ 和宏
電話: 092-431-7136